

岐阜市民病院医業未収金回収業務委託仕様書

1. 業務名称 岐阜市民病院医業未収金回収業務委託
2. 業務場所 岐阜市病院事業管理者が指定する場所
3. 業務期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4. 業務委託の目的

本業務は、岐阜市民病院における医業未収金徴収対策の一環として、医業未収金回収業務を民間事業者の技術や経験を積極的に活用することにより、病院の有する未収債権の回収強化を図り、患者負担の公平性を確保し、病院の経営安定化を図ることを目的とする。

5. 業務内容

(1) 委託する業務については、次のとおりとする。

- ① 文書や電話等による督促等
- ② 居所不明者に係る住所等の調査
- ③ 支払い方法等の相談業務
- ④ 債務者等からの入金に係る業務
- ⑤ 「死亡債権」等、保証人や相続人への回収業務
- ⑥ 居住住所等現地調査業務
- ⑦ 当院職員への未収金対応指導

(2) 委託する債権

委託する債権は、医療費に係る未収金のうち、以下の①～⑥を除く債権とする。なお、委託後に①～⑥に該当することとなった債権については、委託債権から除外する。

債権の委託時期は随時とするが、詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

- ① 訴訟等の法的措置を実施している債権
- ② 診療内容等により債務者又は連帯保証人等が支払いを拒む意思を明らかにしている債権
- ③ 破産・免責となった未払者に係る債権
- ④ 分割納付中又は支払方法等について相談中の債権
- ⑤ 同一の債務者に係る未収額が合計で1,000円未満の未収金
- ⑥ その他病院で督促・回収を行うと判断した債権

(3) 委託業務実施報告業務（報告書の作成）について

① 定期報告

月末時点において、債務者ごとの入金状況や対応状況を翌月15日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は前平日）までに、病院へ報告すること。

また、その他必要な事項については適時報告することとする。

② 随時報告

債務者等とのトラブル・苦情等の発生の場合は、随時病院へ報告すること。

③ 委託が除外となる場合の報告

上記の委託債権から除外に該当する場合は、該当するに至った経緯のわかる資料を添付し、随時病院へ報告すること。

6. 委託料について

発注者が委託した債権のうち、受注者が回収した金額に成功報酬の割合（成功報酬率）を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた成功報酬額を支払うものとする。

なお、委託料には、本業務を遂行するために必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含むものとする。ただし、別途実費が必要な場合には、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

7. 受注者変更に伴う引継ぎ業務について

(1) 本契約が満了し受注者が変更となる場合、本契約の受注者は、発注者に対して、誠実かつ懇切丁寧に、十分な引継ぎを行うものとする。

(2) 引継ぎ後、十分な引継ぎが完了した証として、本契約の受注者と発注者とで、引継ぎが完了したことを確認する書面を取り交わした上で、引継ぎ完了の報告をするものとする。

8. 契約解除及び違約金の支払いについて

(1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとし、そのために受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

①本仕様書の条項に違反したとき

②故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき

③正当な理由なく期限までに契約を履行する見込みがないと認められるとき。

④契約解除の申立をしたとき

(2) 前項の規定により契約が解除された場合、受注者は発注者が契約解除した日から30日以内に違約金として委託した債権の総額×手数料率の10分の1に相当する額を支払わなくてはならない。損害額が委託した債権の総額×手数料率の10分の1に

相当する額を超えた場合はその実費分とする。但し「項番9損害賠償」については項番9の定めるところによる。

9. 損害賠償

受注者は、過失により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。損害の隠蔽に該当する事案が発生した場合、発注者の判断により、契約解除及び違約金の支払いを受注者に求めることが出来る。

10. その他

(1)本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じたときは、その都度、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

(2)受注者は、委託業務の処理を一括して他の者に委託してはならない。

なお、「居住住所等現地調査業務」については、あらかじめ発注者の書面による承認を受ければ、第三者に委託することができる。

(3)受注者は、本委託業務で知り得た内容については、「個人情報の保護に関する法律」及び「岐阜市個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、委託期間および委託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。